

日本認知言語学会会則

第1条（名称）

本会は、日本認知言語学会（The Japanese Cognitive Linguistics Association, 略称はJCLA）と称する。

第2条（目的）

本会は、認知言語学の推進と会員相互の連携をはかることを目的とする。

第3条（活動）

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 予稿集、学会誌等の刊行。
2. 大会（研究発表、シンポジウム、ワークショップ等）の開催。

第4条（会員）

本会の会員の種類は、次の通りとする、

1. 一般会員：本会の目的に賛同し、所定の会費を納入した個人。
2. 学生会員：本会の目的に賛同し、所定の会費を納入した個人。
3. 法人会員：本会の目的に賛同し、所定の会費を納入した個人または法人。

第5条（会員の権利・義務）

本会の一般会員および学生会員は、総会への参加、研究大会への参加、学会誌・研究発表会等への投稿・応募、学会刊行物の入手の権利を平等に有する。また、会員登録、会費納入の義務を負う。

第6条（役員）

本会には次の役員を置き、以下の会務を掌理する。

1. 会長（1名）。会長は本会を代表する。

2. 副会長（2名以下）。副会長は会長を補佐し、会長が不在のときは会長を代理する。
3. 事務局代表（1名）。事務局代表は会長を補佐し、本会の事務を代表する。
4. 理事（20名）。理事は理事会を構成し、本会の会務の活動方針などの重要事項を決定する。
5. 監事（2名）。監事は本会の活動および会計処理の監査を行い、毎年度理事会に報告する。

役員を選出方法については別に定める。

第7条（名誉会長・顧問）

1. 本会に名誉会長を置くことができる。
2. 本会に顧問（若干名）を置くことができる。
3. 名誉会長および顧問は会長・理事会・各種委員会の諮問に答える。

第8条（委員会および担当）

学会の運営に必要な各種委員会を理事会の下に置く。設置する委員会については、別に細則で定める。

第9条（役員、各委員長、委員の任期）

1. 会則第6条に規定する役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 会則第8条に規定する各委員会の各委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
3. 会則第8条に規定する各委員会に所属する委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条（会員総会）

本会は毎年1回、定例総会を開催する。臨時総会については別に定める。

第 11 条（会計）

1. 本会の実務遂行に必要な経費は、会費その他の収入でまかなう。
2. 本会の会計は、毎年 1 回その結果を会員に報告する。

第 12 条（会則の改訂）

会則の改訂は、理事会の提案により、総会において決定する。

第 13 条（細則）

会則の執行および学会の運営に必要な細則は、理事会で定める。

第 14 条（覚書・手続き）

各種委員会の運営に必要な覚書および手続きは、各種委員会において定め、事務局に保管する。

2000 年 9 月 9 日 制定

2005 年 9 月 17 日 改訂

2008 年 9 月 13 日 改訂

2009 年 9 月 26 日 改訂

2014 年 9 月 20 日 改訂

2017 年 9 月 16 日 改訂

（会費等に関する細則）

1. この細則は、会則第 4 条・第 11 条の規定のうち会費の施行について定める。
2. 一般会員の会費は、年額 7,000 円とする。
3. 学生会員の会費は、年額 4,000 円とする。
4. 法人会員の会費は、年額 10,000 円とする。
5. 会費納入の請求に応じない者は、特別の事情が認められる場合を除いて、会員の資格を失う。

2000 年 9 月 9 日 制定

2012 年 9 月 9 日 改訂